

# 令和8年度 世界の文化創造拠点 ARITA プロジェクト 「文化体験プログラム造成事業」共同申請パートナー募集要項

## 1 事業概要

佐賀県では、「世界の文化創造拠点 ARITA プロジェクト」において、日本磁器産業の発祥地である有田町を中心に、陶磁器に関する文化資源を核とした“生きたミュージアム”づくりを進め、佐賀県を、欧米を中心とする文化関心層が目指す地とするプロジェクトを進めている。

本事業は、この取組をさらに推進するため、文化庁が実施する「令和8年度 本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業(ACE プログラム)」(※以下、「ACE プログラム」という)を活用し、佐賀の陶磁器文化を題材とした文化体験プログラムの造成に取り組む事業者を募集するものである。

選定された事業者は、県と共同で ACE プログラムへ申請し、採択後は、県で選定した体験プログラム造成等に関する専門知識を有するアドバイザー(P.2 3 応募者(パートナー候補者)の要件(3)に記載)の伴走支援を受けながら事業を進めることとなる。

この取組を通じて、有田焼をはじめとする佐賀の陶磁器文化の価値を世界へ発信し、佐賀県への誘客を促進するとともに、目的地としての認知を向上させることで、地域事業者のおもてなし力の向上・収益力・生産性向上など、地域に好循環を生み出し、県内事業者の所得増加や文化・産業の継承及び発展を目指す。

(※)令和8年度 本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業(ACE プログラム)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/94323802.html>

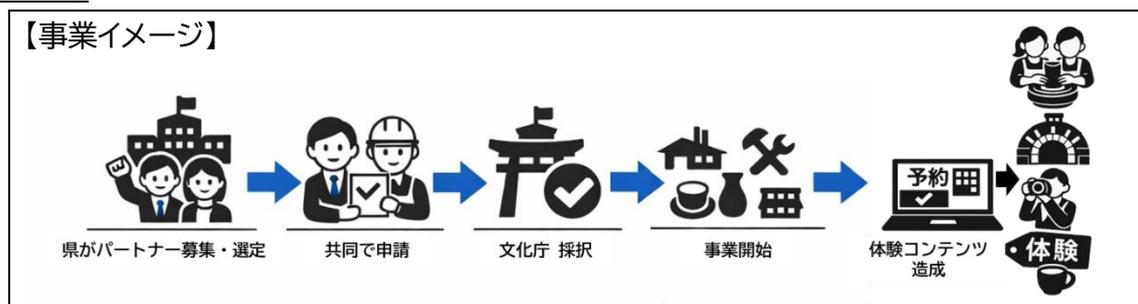
## 2 事業の流れ

県は、ACE プログラムの共同申請者として、佐賀の陶磁器文化を活用した体験プログラム造成等に取り組む事業者等(以下「パートナー」という。)を選定する。

選定後、県とパートナーは文化庁への申請に必要な書類を作成するとともに、必要に応じて計画内容の見直し(内容の修正、規模の拡大・縮小等)について協議し、事業実施の方法を整理する。

体験プログラム造成等の実施は、文化庁による交付決定後に開始するものとし、事業の進行にあたっては、アドバイザーからの支援を受けながら、最終的に自走できる体制づくりを進める。

なお、パートナーに選定されても、文化庁の補助事業に必ず採択されるとは限らない点に留意すること。



### 3 応募者(パートナー候補者)の要件

本事業に応募することができる者は、有田町内において陶磁器文化を活用した体験プログラム造成や、欧米を中心とする文化関心層向けの店舗運営を目的とした古民家改修等(※単に陶磁器を使った飲食の提供等ではなく、佐賀の陶磁器文化の本質的価値が伝わる文化体験の提供を前提とした改修に限る)に取り組む事業者・団体等で、次の全ての要件を満たすものとする。

なお、代表者、役員及び従業員が「佐賀県暴力団排除条例」に指定する暴力団及び暴力団員ではないこと。

(1) 地方公共団体、民間事業者(会社、公益社団法人、NPO 法人等)、観光関連団体(DMO、観光協会等)であって、事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する必要があることから、次の4つの要件を満たす者であること。

- ・定款に類する規約を有すること
- ・団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
- ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- ・活動の本拠となる事務所等を有すること

※事業実施・運営にあたり、旅行会社や店舗の運営主体等、他の主体と連携して取り組む場合は、その旨を明記すること

(2) 本事業終了後も、造成した体験プログラム等を継続して販売・運営する意思があること。

(3) 県が選定するアドバイザーによる伴走型の支援を積極的に受け入れられる者であること。

なお、アドバイザーによる支援内容については県とパートナーが協議して決定できるものとし、アドバイザーの支援にかかる経費は県が負担する。

(4) 国の補助事業の共同申請者として、事務、財務及びコンプライアンス体制を整備できる者

(5) 文化庁の採択後、実装・検証・自走化まで一貫して関与できる者

(6) 本事業の終了後も、事業効果を把握するため、継続して以下の事項について県へ協力できる者であること。

- ①文化体験プログラムおよび受入環境整備(有料で利用されるものに限る)の売上報告
- ②文化体験プログラムに伴う物販の売上報告
- ③文化体験プログラムおよび受入環境整備に関するインバウンド利用者満足度アンケートの取得への協力

※①・②の売上報告については、事業者の負担ができるだけ生じないよう、簡易な報告フォーマットを県にて作成する予定である。

### 4 対象事業の類型

選定の対象となる事業の類型は、欧米を中心とする文化関心層を誘客ターゲットとした、下記(1)~(3)の取組とする。

応募は、(1)または(2)を主たる類型として選択するものに限りに、(3)を併せて選択することができるものとし、(3)のみの単独申請はできないものとする。

## (1)文化体験プログラム造成事業(ハード整備を伴うもの)

佐賀の陶磁器文化の本質的価値を伝え、欧米を中心とする文化関心層の知的好奇心を満たし、佐賀の陶磁器のブランディングに繋がるプログラムを造成する事業であり、文化体験の提供に必要なハード整備を伴うものとする。

※既存施設の改修による整備が対象となる(施設の新設・増設は対象外)

※既存施設を改修した「宿泊施設」については、令和8年7月以降に別途募集予定

### [文化体験プログラム(ハード整備を伴うもの)の例]

- ・作家や職人の工房・窯場に滞在し、作陶現場に触れながら体験する特別な文化滞在プログラム(拠点となる工房・窯場の改修を含む)
- ・歴史的建造物等を改修し、有田の陶磁器文化を感じられるレストラン・カフェ・ベーカリー・ギャラリー等の整備

※単に陶磁器を使った飲食の提供等ではなく、佐賀の陶磁器文化の本質的価値が伝わる文化体験の提供を前提とした改修に限る

(例)

- ・自分好みの佐賀県の陶磁器のコーヒーカップが選べ、選んだカップの窯元の特徴や購入場所について店員が説明をしてくれるカフェ
- ・人間国宝などの貴重なうつわを使ってフルコースを提供するフレンチレストラン
- ・異なる湯呑でお茶を提供し、湯呑ごとの香味の変化を愉しめるコースを提供する和食店
- ・昼は陶磁器作家として働き、夜は自身の酒器を使ってお酒を提供するバー
- ・現代ブランドとのコラボ作品を展示し、購入することができるギャラリー など
- ・窯元等の敷地内の建物を、陶磁器のプレゼンテーション空間へ改修し、作り手の歴史や想いをより効果的に伝えるプログラム
- ・有田焼を最終工程まで一貫して制作できる長期滞在型プログラム(滞在場所の整備含む)
- ・AR や映像演出などデジタル技術を活用した陶磁器鑑賞体験

## (2)文化体験プログラム造成事業(ハード整備を伴わないもの)

佐賀の陶磁器文化の本質的価値を伝え、欧米を中心とする文化関心層の知的好奇心を満たし、佐賀の陶磁器のブランディングに繋がるプログラムを造成する事業であり、文化体験を提供する人材(職人、作家、生産者、ガイド、コーディネーター等)の育成を伴うものとする。

※文化体験を提供する人材については、周辺地域に常駐する者など、継続的に本プログラムに携わることができる人材を育成することが望ましい。

### [文化体験プログラム(ハード整備を伴わないもの)の例]

- ・作家や職人本人から直接指導を受ける等、通常では得られない体験プログラム
- ・文化施設を貸し切り、専門家から特別解説を受けながら鑑賞するプログラム
- ・佐賀県内の他の伝統工芸や地域特有の食材・特産品などと組み合わせたプログラム

- ・通常非公開の場所の特別な公開・展示を行う特別な体験プログラム
- ・早朝・夜間などの特別時間帯に実施するプログラム
- ・ナイトタイムエコノミーに繋がる特別な体験プログラム

**(3) 受入環境整備事業 ※類型の(1)もしくは(2)を選択するものに限り応募可能**

賑わい環境の創出や快適な旅行環境の整備など、ターゲット層の受入に必要な環境向上に資する事業とする。

**〔受入環境整備の例〕**

- ・訪日外国人を対象とした基礎的な受入にかかる経費  
(多言語化対応、無料公衆無線 Wi-Fi 整備、キャッシュレス決済環境の整備、トイレ洋式化、手ぶら観光、海外配送対応等)

**5 対象事業の要件について**

選定の対象となる事業は、欧米を中心とする文化関心層を誘客ターゲットとし、下記の要件を満たす必要がある。

**【文化体験プログラム造成事業の共通要件】**

- ①有田町内で事業を実施する見込みがあること
- ②主に欧米を中心とする文化関心層を対象とした取組であること
- ③参加型のアクティビティの  
場合は、直販価格(事業者自身による販売価格)で1人あたり1～5万円以上、月3～4回以上の受入れを目安としたプログラムであること。
- ④上記③の直販価格には、事業者自身の利益に加え、造成後も事業者と共に本プログラムの受入・手配業務等を行うプログラムの企画者(設計者・監修者・コーディネーター等)の報酬も含めること。(※事業者自身が企画者の場合を除く)
- ⑤陶磁器作品の制作・購入を伴うプログラムの場合は、海外発送に対応すること。
- ⑥Wifi 環境の整備やキャッシュレス決済の導入、Goole ビジネスプロフィールへの登録・継続的な更新を必須とすること。

**(1) 文化体験プログラム造成事業(ハード整備を伴うもの)の要件**

- ・地域の魅力的な文化資源(例:古民家などの建築物、庭園、景観、社寺等)を活用し、文化体験の魅力向上・理解促進・移動や利便性向上に資する整備であること
- ・施設の新設・増築でないこと

**〔ハード整備の例〕**

- ・体験プログラムを提供するための施設の整備
- ・歴史的建造物を飲食店等として活用するための改修

- ・博物館等を改修したガイダンス設備(ガイダンスコーナーやコンテンツ等)の整備  
(解説案内板の整備、周遊を促すための案内サインの整備)
- ・デジタル技術活用等の特別プログラム実施に必要な施設の整備
- ・未使用の歴史的建造物を周遊の拠点施設にするための改修
- ・歴史的建造物の美装化や改修により、ユニークベニューとして活用するための整備

## (2) 文化体験プログラム造成事業(ハード整備を伴わないもの)の要件

- ・文化体験を提供する人材(職人、作家、生産者、ガイド、コーディネーター等)の確保・育成を伴う事業であること。
- ・文化体験を提供する人材については、周辺地域に常駐する者など、継続的に本プログラムに携わることができる人材を育成することが望ましい。

### 【対象となる人材の範囲】

- ・実演や説明を行う職人、作家、生産者、ガイド
- ・来訪者のニーズと現地との調整を図り、プログラムの受入・手配を担うコーディネーター人材
- ・地域のマネタイズを管理する専門人材
- ・DX化に伴うシステムの運用・管理や、データ分析・活用ができる専門人材
- ・大学や専門学校等と連携した人材(学生インターン、リスキリング)

## (3) 受入環境整備事業の要件 ※類型の(1)もしくは(2)を選択するものに限り応募可能

- ・賑わい環境の創出や快適な旅行環境の整備など、ターゲット層の受入に必要な環境向上に資する内容であること。

## 6 補助の内容

補助内容は、以下のとおりとする。

### (1)補助上限額:2,000 万円

※但し、特に事業効果が高いと判断される事業については、予算の範囲内かつ補助対象額の3分の2を上限として、補助上限額 2,000 万円を超えて、有識者の意見を踏まえ、県が決定した額に変更することができるものとする。

### (2)補助率:原則、補助対象額(税抜額)の2分の1以内とする

※但し、応募事業者の財政規模等の条件に応じて補助対象額(税抜額)の3分の2を上限に予算の範囲内で額を調整することができるものとする。

※原則、消費税額は補助対象外経費となるが、免税事業者等条件に該当する者は、消費税を補助対象経費に含めて補助額を算定することができる。(P.8「9 消費税の取り扱い」記載)

### (3)最低総事業費:600 万円

### (4)補助対象期間:文化庁の交付決定日から令和9年 3 月15日まで

### (5)採択予定件数:5件程度

## 7 補助対象経費

補助事業の対象となる経費は、ACE プログラムの補助対象範囲に基づき、次に掲げる費用とする。

※ACE プログラムの補助対象範囲

令和8(2026)年度(文化資源活用事業費補助金)公募要領 P.4-6、P.22-26 を参照  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/pdf/94326101.01.pdf>

### (1) 文化体験プログラム造成にかかる経費

- ・文化体験プログラム、旅行商品等の企画開発
- ・専門家からの意見聴取
- ・文化体験を提供する人材の確保・育成(育成プログラムの設計、実践的研修の実施等)
- ・地域事業者等に対するセミナーの開催
- ・造成した観光プログラムに関するモニターツアーの開催

### (2) 文化体験の提供に必要な施設の改修等

(設計、監理(施設改修に係る技術的指導のための費用等)、建設工事、展示用設備、案内・解説設備、電気設備、衛生設備、給排水設備、利便性向上のための付帯設備・管理設備(内装含む)、安全確保のための防災設備、施設等の改修、廃屋の撤去(※跡地が文化観光目的で利用される場合に限る)等)

### (3) 販路基盤整備に係る経費

- ・造成した文化体験プログラムを販売するために必要となる写真、動画、パンフレット、タリフ(体験プログラムの概要・価格・条件をまとめたセールスツール)、対外的な情報発信のための素材作成
- ・自社サイトの作成や、AI 検索を想定したプログラムの改善等の情報発信ツールに係る経費
- ・造成した文化体験プログラムに関する旅行会社、DMC 等ファムトリップの実施
- ・OTA 掲載、宿泊施設での販売、DMC への営業など、販路開拓に係る経費

### (4) 受入環境整備に係る経費

- ・訪日外国人を対象とした基礎的な受入にかかる経費(観光情報の多言語対応に係る経費、無料公衆無線 Wi-Fi の整備費用、キャッシュレス決済環境の整備に係る費用、トイレの洋式化に係る費用、手ぶら観光、海外配送対応等に係る費用等)

※補助対象経費で留意すること

<令和8年度内の文化体験プログラム収益に伴う補助金減額について>

事業期間内(文化庁の交付決定の日から令和9年3月15日まで)に、ACE プログラムの補

助対象となった文化体験の造成事業に要した総費用(補助対象として申請しなかった経費、補助対象外経費等を含む。)に対して、当該文化体験が直接的に生み出した売上(当該文化体験に付随する物販等の売上は含まない。)が上回った場合、上回った利益分について、パートナーと調整後に補助額から減額することに留意すること。

#### <改修工事の設計費について>

事業期間中に改修工事を実施する際の設計に係る経費は補助対象となるが、設計のみを補助事業として実施することはできず、改修工事の実施までが必須となることに留意すること。

#### <宿泊費>

宿泊費は真に必要な場合のみ(食糧費は全て補助対象外)とし、佐賀県内の宿泊費については、上限が11,000円(「国家公務員等の旅費支給規程」別表第二 宿泊費基準額区分:佐賀県職務の級が十級以下の者等に準ずる)となることに留意すること。

#### <備品費>

- ・本事業の取組に必要な機械・備品の購入費及び修繕費等(ただし、税抜50万円以上の財産を取得した場合、財産取得管理台帳への記載が必要となる)
- ・補助対象となる備品については、原則5万円以上、耐用年数3年以上のもの。(物品によって、耐用年数が長く、保管・管理ができ、事業に資するものであれば認められる可能性もある。)

## 8 補助対象外経費

補助対象外経費は、以下のとおりとする。

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・文化庁の交付決定前に発生した経費
- ・完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- ・(パートナーが課税事業者の場合)消費税額
- ・食糧費全般(講師用の弁当、会議用の水等も全て)
- ・消耗品費全般(PC,プリンター、机、椅子、キャビネット、固定されていない棚・展示ケース等)
- ・交通費のうち特別料金(グリーン料金・ビジネスクラス料金等)、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代
- ・不動産関係費(不動産購入費、不動産賃費、安全柵等の整備費)
- ・補助対象事業者(パートナー)が当然負担すべき経費  
(常勤職員の賃金・通勤費等人件費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料、パソコン・プリンタの借料、コピー機の保守料、ドメイン取得・サーバー維持管理費、建物等の維持管理経費、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類、振込手数料、資金調達に必要な利子等)

- ・受益者負担とすべき経費(旅行者・参加者・受講者等から実費を徴収すべき経費(講座参加者用書籍代、ワークショップ等の原材料費、景品の購入や割引に係る経費等)
- ・広告等、一過性にとどまり、継続的な効果が見込まれない取組
- ・地域色の薄い取組(その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費)
- ・応募経費(本事業の応募に係る通信費、旅費等)

## 9 消費税の取り扱い

原則として、本事業において、消費税(地方消費税を含む、以下同様)を補助対象経費に含めることはできない。

但し、以下に該当するパートナーは、消費税を補助対象経費に含めて、補助額を算定できるものとする。

※P.10「10 スケジュール等 (3)申請書の提出について オ 消費税処理例外対応宣誓書」の提出が必要

- (1) 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- (2) 免税事業者である補助事業者
- (3) 簡易課税事業者で補助事業者
- (4) 国もしくは地方公共団体、消費税法別表第3に掲げる法人である補助事業者
- (5) 国または地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助事業者
- (6) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

## 10 スケジュール等

本事業名	令和8年度 世界の文化創造拠点 ARITA プロジェクト 「文化体験プログラム造成事業」共同申請パートナー募集事業
募集期間	令和8年3月27日(金曜日)～令和8年5月13日(水曜日)
説明会参加申込	令和8年4月1日(水曜日)正午まで
説明会開催	令和8年4月2日(木曜日)16:00～17:00
事業に対する質問・相談	募集期間終了まで随時受付
参加表明書の提出期限	令和8年4月15日(水曜日)午後5時まで
申請書の提出期限	令和8年5月13日(水曜日)午後5時まで
(ハード整備を伴う場合) 県による現地視察	令和8年5月18日(月曜日)～20日(水曜日)
審査会開催 (プレゼンテーション)	令和8年5月22日(金曜日)午前9時～ ※時間帯は個別に通知
選定結果通知	令和8年5月26日(火曜日)予定 ※電子メールにて通知
文化庁への共同申請	令和8年5月下旬～6月上旬予定 ※個別に通知
(参考) 文化庁交付決定後の体験 プログラム造成事業期間	文化庁交付決定の日から令和9年3月15日(月曜日)まで

### (1)説明会の開催

本事業の説明会について、下記のとおり開催する。

日 時:令和8年4月2日(木曜日)16:00～17:00

場 所:佐賀県立九州陶磁文化館 研修室1

(佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1)※駐車場あり

実施方法:対面およびオンライン

- ・説明会への参加を希望する者は、令和8年4月1日(水曜日)正午までに、以下の申込フォームより事前に申し込むこと。

申込フォーム:<https://logoform.jp/form/jbBd/1512070>



・本事業の応募にあたり、説明会への参加は必須ではない。

## (2)事業に対する質問・相談

募集期間終了まで随時受け付けるため、質問・相談等がある場合は佐賀県観光課(kankou@pref.saga.lg.jp)宛てに、タイトルを「【質問】ARITA 共同申請事業(社名)」として、メール本文に「問い合わせ者(役職・氏名)」「電話番号」「質問・相談内容」を記載のうえ、電子メールを送付すること。

## (3)参加表明書の提出について

本事業の応募を希望する者は、令和8年4月15日(水)午後5時までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

・参加表明書(様式第1号)

参加表明書の提出は、佐賀県観光課(kankou@pref.saga.lg.jp)宛てに、タイトルを「【参加申込】ARITA 共同申請事業(社名)」として、参加表明書を添付のうえ電子メールを送付すること。

※応募する意思がある者は、必ず参加表明書を提出すること。提出後は、必要に応じて、県から内容をヒアリングさせていただく。

なお、提出後に辞退することも可能であるため、「少し興味がある」「まずは手を挙げてみたい」という段階でも、お申し込みいただきたい。

## (4)申請書の提出について

①提出書類 下記のア～ケについて各8部ずつ提出すること

ア 申請様式(様式第2号)

イ 申請者の概要(様式任意)

ウ 申請者の定款又はそれらに類する規約及び構成員名簿(様式任意)

エ 令和5～7年度(3年間分)の損益計算書もしくは正味財産増減計算書

オ(免税事業者等、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定することを希望する者のみ)消費税処理例外対応宣誓書(様式第3号)

カ 誓約書(様式第4号)

キ 見積書の写し

・見積書は2社以上から徴取すること

(※申請様式に記載する総事業費は、提出された見積の中で最も安い金額を記入すること)

・見積書の宛名は申請者宛てとすること

・文化庁からの交付決定時点で有効期限が切れないように、見積書の有効期限は、令和8年7月末日以降とすること

ク 仕様書(見積書を依頼する際に示す、必要な条件や仕様を記載した書類)

ケ 設計図、位置図、その他内容を補足するための参考資料(様式任意)

- ・提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
- ・提出された提案書及び添付資料は返却しない。

## ②提出期限

令和8年5月13日(水曜日) 午後5時まで

## ③提出方法

提出は「9 提出先・問い合わせ先」持参又は郵送による。また、原本の持参又は郵送に加えて、佐賀県観光課(kankou@pref.saga.lg.jp)宛てに、タイトルを「【申請書】ARITA共同申請事業(社名)」として、資料一式をPDFデータで送付すること。

(※容量が5MB以上となる場合は、大容量ファイル送信サービスで送付すること)

注)郵送の際は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

## (5)県による事前視察(※ハード整備を伴うもののみ)

視察期間:令和8年5月18日(月曜日)～20日(水曜日)

「4 対象事業の種類(1)文化体験プログラム造成事業(ハード整備を伴うもの)」の申請をする場合は、上記期間内で県による事前視察を実施する。具体的な日時は個別に連絡するため、該当期間は日程を確保しておくこと。

## (6)審査会(プレゼンテーション)の日時及び場所

下記のとおり、審査会(プレゼンテーション)を実施する。

日時:令和8年5月22日(金曜日) 午前9時～

場所:佐賀県立九州陶磁文化館 研修室1

(佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1)※駐車場あり

- ・オンラインでの参加も可とする。
- ・プレゼンテーションは申請者毎に行う。申請者毎の開始時間は別途連絡する。
- ・なお、申請者が多数の場合は、提案書の事前審査(書類選考)を行い、プレゼンテーション参加者を決定する。
- ・ヒアリング時間は1者あたり25分程度(説明15分、質疑10分程度)を予定している。

## (7)パートナーとしての選定結果の通知

令和8年5月26日(火曜日)までに、電子メールによりすべての申請者に対して通知する。

## (8)文化庁への共同申請

令和8年5月下旬～6月上旬予定を予定しており、パートナーと個別で調整する。

## 11 その他

### (1) 事務局との調整・手続に係る留意事項

ACE プログラムの活用にあたり、文化庁及び当該事業事務局との面談や指示、精算にかかる証拠書類の提出等、本募集要項に定めがない事項等も含め、適切に対応すること。

### (2) 体験プログラム造成後の県への協力について

パートナーは、事業終了後も、県の求めに応じて下記の報告・協力を行うこと。

- ①文化体験プログラムの売上報告
- ②文化体験プログラムを契機として購入された物販等の売上報告
- ③文化体験プログラムおよび受入環境整備に関するインバウンド利用者満足度アンケートの取得への協力
- ④必要な取材対応や事業に係る写真の提供等

※①・②の売上報告については、事業者の負担ができるだけ生じないように、簡易な報告フォーマットを県にて作成する予定である。

### (3) 関係書類の作成・保存

- ・補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成すること。
- ・資金の流れを明確化するために、支出関係書類、会計帳簿、預金通帳には番号を付した上で、必ず資金の流れが紐づけられるようにすること。
- ・対象となる必要経費(使用料、賃料、委託費、請負費等)の執行に当たっては、佐賀県の契約規則等に準拠した手続きを執ることとし、見積書の徴取、複数者からの見積書の徴取、契約書の取り交わし、請書の徴収を徹底すること。
- ・会計書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存すること。
- ・その他、ACE プログラム公募要領の規定に従うこと。

([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/pdf/94326101\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/pdf/94326101_01.pdf))

### (4) 取得財産の管理等

パートナーは、文化庁の交付決定後、補助事業により取得した建物、設備及び備品その他の財産、又は当該事業により効用が増加した財産のうち、取得価格(税抜)50 万円以上のもの(以下「取得財産等」という。)については、以下の①から③までに従い、適切な管理運用を図らなければならない。

#### ①財産取得管理台帳の整備

取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

上記の内容を満たす取得財産における管理台帳等を事前に備えている場合は、既存の台帳で管理するものとする。

## ②取得財産の管理

取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

## ③財産処分の制限

取得財産等について、事業終了後も一定期間※1 において、その処分※2 等につき県及び文化庁の承認を受けなければならない。なお、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返納してもらうことがあるため留意すること。

### ※1 一定期間

取得財産ごとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日付大蔵省令 15 号)で定める期間による。

### ※2 処分

補助金の交付の目的以外に使用すること。他の者に貸し付けもしくは譲り渡す、他の物件と交換する、債務の担保に供する、廃棄する等。なお、補助金の交付の目的の範囲内において、改修した施設を運営者へ貸し出し、飲食店、宿泊施設、文化体験の提供に供する場合等においては、この限りではない。

## ④立入検査

本事業の進捗状況確認または終了後、県または文化庁、会計検査院等が実地検査に入る場合がある。

本検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならない。

## 12 提出先・問合せ先

佐賀県 地域交流部 文化・観光局 観光課

担当:観光企画担当 兼武、岩根

〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1-59

E-mai:kankou@pref.saga.lg.jp

Tel:0952-25-7386

(参考)申請書類チェックリスト

	提出方法	課税事業者	免税事業者、 簡易課税事業者等 (※消費税額を補助対象経費 に含めることを希望する 事業者)
締切期限:令和8年4月15日(水曜日)午後5時まで			
① 参加表明書 (様式第1号)	電子メール	○	○
締切期限:令和8年5月13日(水曜日)午後5時まで			
② 申請様式 (様式第2号)	各8部ずつ 持参	○	○
③ 申請者の概要 (任意様式)	または郵送	○	○
④申請者の定款又は類 する規約構成員名簿 (任意様式)	併せて 資料一式 をPDFで	○	○
⑤損益計算書又は 正味財産増減計算書 (令和5-7年度)	電子メール で送付	○	○
⑥消費税処理例外対応 宣誓書 (様式第3号)		—	○
⑦誓約書 (様式第4号)		○	○
⑧見積書の写し (2社以上)		○	○
⑨仕様書		○	○
⑩設計図、位置図、 その他内容を補足 する参考資料 (任意様式)		○	○